

平成26年(ワ)第259号 損害賠償等請求事件

原告 對馬 靖人

被告 株式会社ファンドクリエーション 外1名

第 3 準 備 書 面

平成27年7月31日

静岡地方裁判所 沼津支部民事部1A係 御 中

被告株式会社ファンドクリエーション

訴訟代理人

弁護士 榎 鏗 公 比良



1. 原告は、被告株式会社ファンドクリエーションがFCファンドの実質的管理者（原告の準備書面（4）の19頁）であるという理由により被告株式会社ファンドクリエーションが原告に対して責任を負う旨主張している。

原告が言う「実質的管理者」とは、実質的に管理会社の役割を果たしている当事者という趣旨であると思われ、FCインベストメント・リミテッドの法人格の否認を主張しているわけでもなく、管理会社の役割を果たしているのはFCインベストメント・リミテッドと被告株式会社ファンドクリエーションの二社であるが、被告株式会社ファンドクリエーションが実質的な管理会社として支配している、と主張しているようである。

被告株式会社ファンドクリエーションは、答弁書の「第2.2」及び第2準備書面の「第1.」において、原告の主張に対して反論しているが、原告が準備書面（4）において被告株式会社ファンドクリエーションが実質的な管理会社であるという理由について主張しているので、反論する。

2. (1) 原告は、準備書面(4)の「第1.2」において、「つまり、被告ファンドクリエーションが、訴外宮本が適任と判断したのであり、『ファンドに関する包括的な管理義務』を行っている会社は、同社であると思われる。」「……管理会社からの説明ではないというような断りの言葉は誰からも一切なかった。したがって、原告は、訴外宮本が所属する被告ファンドクリエーションは実質的な管理会社だと判断した。」と主張している。

交付目論見書にはファンドの構成及び運用状況等について、受益権者に対して個別に説明することを想定した定めはなく、その場合の説明を管理会社が担うと解釈される定めはない。

被告株式会社ファンドクリエーションが原告に対する説明担当者として訴外宮本が適任であると判断したからといって、そのことを理由に被告株式会社ファンドクリエーションが包括的な管理義務を行っているとは断定することはできないし、包括的な管理義務を行っているとは断定する根拠は全くない。

また、訴外宮本が管理会社の代表として説明する、と述べたわけではなく、管理会社の説明ではない、という断りがなかったからと言って、そのことのみで被告株式会社ファンドクリエーションが実質的な管理会社であると判断できるはずがなく、原告の主観的な判断には論理の飛躍がある。

(2) 原告は、準備書面(4)の「第1.3」において「このような訴外宮本の説明態度を原告は観察して、また被告藍澤証券が管理会社と述べているのは、どの会社を指しているのか観察することによって、実質的な管理会社は被告ファンドクリエーションだと判断したのである。」と主張しているが、明確な根拠がないにもかかわらず原告の主観的な推測によって被告株式会社ファンドクリエーションが実質的な管理会社である、と主張しているようなものであり、反論するに値しない。

(3) 原告は、準備書面(4)の「第1.6」において「……投資先や不動産資産の評価のもとになる数値等は、被告ファンドクリエーションが決定すると目論見書には書いてある。これは被告ファンドクリエーションが管理会社の注す機能を果たしていることを意味する。」と主張している。

原告が交付目論見書のどの記載に基づいて「…投資先や不動産資産の評価のもとになる数値等は被告ファンドクリエーションが決定する」と主張しているのか明らかではなく、原告がそのように推測しているだけではないかと思われる。

甲第2号証1の交付目論見書の28頁から29頁にかけて、被告株式会社ファンドクリエーションがレジット・アルファの投資アドバイザーとして助言する旨の記載があるが、同被告が投資先を決定する、とは記載されていない。また、交付目論見書の32頁から33頁にかけて「…不動産関連資産の評価額の計算の基礎数値の一部および残存期間が一年を超える金銭債権債務の評価額の計算の基礎数値の一部は営業者のアセットマネジャーである株式会社ファンドクリエーションによって提供され、…」との記載があるが、アセットマネジャーの立場にある被告株式会社ファンドクリエーションが基礎数値の一部を提供する、と定めているだけであり、原告が主張するように不動産資産の評価のもとになる数値等を被告ファンドクリエーションが決定するという記載はない。

3. 原告は、準備書面(4)の「第2.1」において、「しかし、管理会社が、金融商品を購入した契約の相手方に対して、目論見書通りの運用をしなければならない義務が存在することは、金融商品取引法13条等の条文から導かれる当然の帰結である。」と主張しているが、金融商品取引法第13条は目論見書の作成および虚偽記載のある目論見書等の使用禁止に関する条項であり、その条項からファンドの管理会社がファンドの運用に関していかなる義務を負うのか、について解釈することはできない。

7

なお、原告が交付目論見書に定められている管理会社の義務を怠っていると主張するのであれば、交付目論見書のどの記載からいかなる義務を負っているのか主張すべきである。

以上